

平成 3 1 年

上尾市議会第 2 回臨時会議案

議 案 名

議案第 4 3 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 号）……………別冊
議案第 4 4 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
議案第 4 5 号	専決処分の承認を求めることについて…………… 3
議案第 4 6 号	専決処分の承認を求めることについて…………… 1 0

議案第 4 4 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 7 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 7 条の 4 中「第 3 1 4 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 3 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 3 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、

令和 2 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 3 条の 7 第 1 項	特例控除対 象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号 に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支 出したものに限る。）
附則第 9 条 の 2	特例控除対 象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したのものに限る。）
	送付	送付又は上尾市税条例の一部を改正する条 例（平成 3 1 年上尾市条例第 号）附則 第 2 条第 3 項の規定によりなお従前の例に よることとされる同条例による改正前の上 尾市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による 同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送 付

- 3 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納
 税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正す
 る法律（平成 3 1 年法律第 2 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定
 による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第
 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納
 税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法
 第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例に
 よる。

提案理由

地方税法の改正に伴い、地方公共団体に対する寄附金のうち、個人の市
 民税に係る寄附金税額控除において特例控除の対象となるものの要件を改
 めたいので、この案を提出する。

議案第 4 5 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例等を改正する必要が生じ、同月 3 1 日上尾市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市税条例等の一部を改正する条例

（上尾市税条例の一部改正）

第1条 上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第5項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第1

5 条第 3 3 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」に改め、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」に改め、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同条第 2 4 項中「法附則第 1 5 条第 4 3 項」を「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に受けた政府の補助に係る法附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、同条第 2 5 項中「法附則第 1 5 条第 4 4 項」を「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）の施行の日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に設置された法附則第 1 5 条第 4 5 項」に改め、同条第 2 6 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 7 項」に改め、同条第 2 7 項中「平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 0 条の 3 第 1 3 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項第 5 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を「附則第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 1 項各号」を「附則第 1 2 条第 2 3 項各号」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項」を「附則第 1 2 条第 2 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 1 7 項」を「附則第 1 2 条第 1 9 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 1 5 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 1 2 条第 1 6 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提

出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び特定居住用部分の床面積）

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第13条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用い

るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第16条の3中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第22条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 上尾市税条例等の一部を改正する条例(平成30年上尾市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、上尾市税条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて

道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第6条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の3の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは

「、第 4 8 項若しくは第 4 9 項」とする。

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同月 3 1 日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

下記の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

平成31年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

記

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。